

2024年11月20日
新潟県バス協会
バスの2024問題に対応する業務改善セミナー

自動点呼、遠隔点呼等について

国土交通省 北陸信越運輸局
新潟運輸支局 検査整備保安部門



1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車総合安全プラン2025
3. ICTの活用による運行管理の高度化
4. 事故防止対策支援推進事業

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

2. 事業用自動車総合安全プラン2025

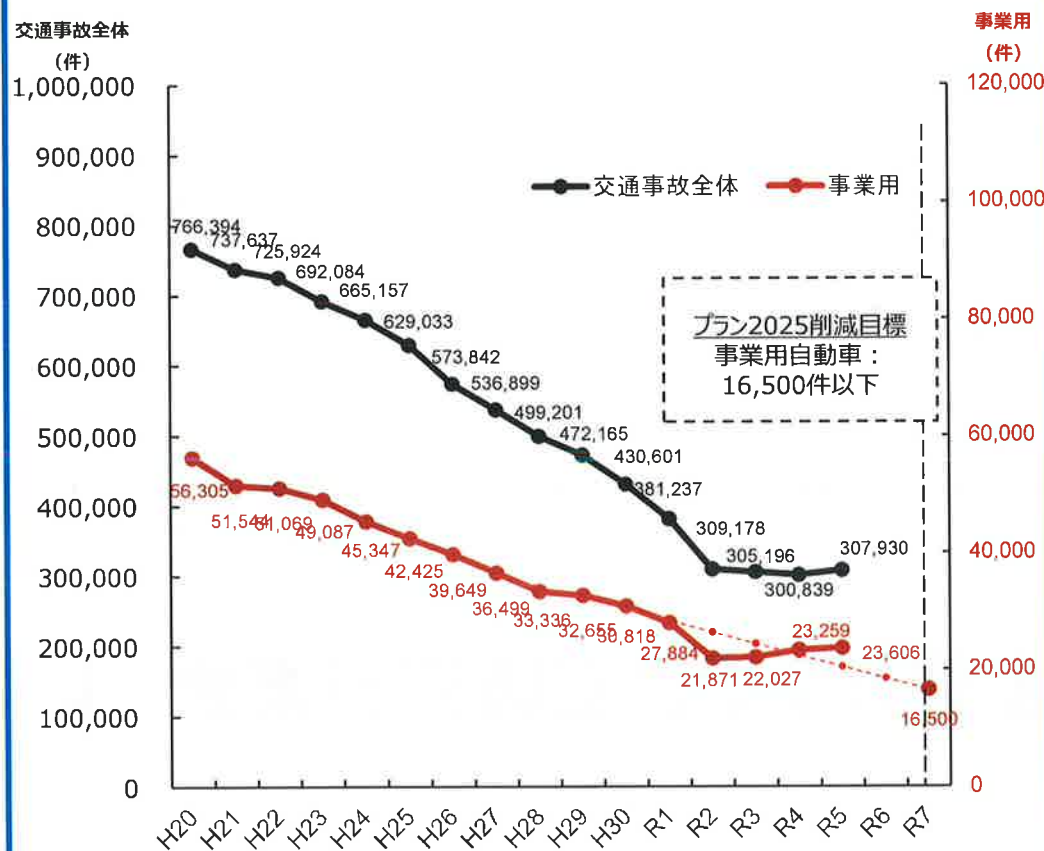
3. ICTの活用による運行管理の高度化

4. 事故防止対策支援推進事業

事業用自動車による交通事故件数の推移

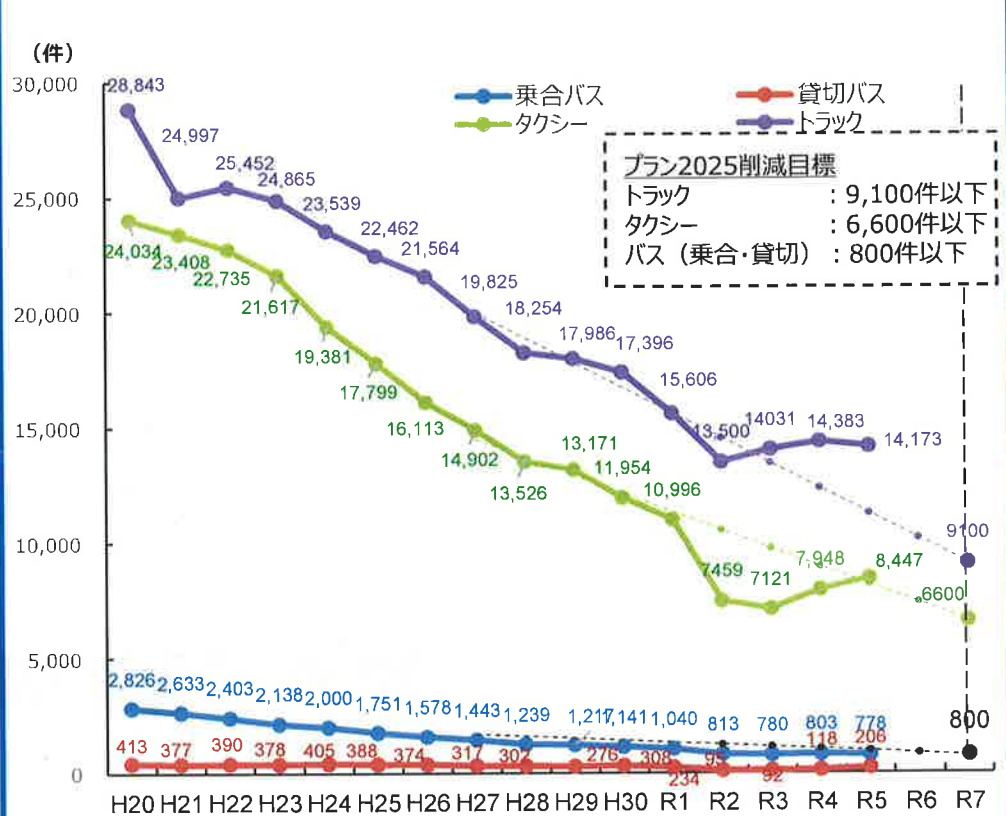
- 令和5年中に発生した交通事故全体の件数(人身事故件数)は307,930件、そのうち、事業用自動車の交通事故件数※は23,606件となり、過去10年間で約半減しているものの、直近数年間は横ばい傾向。 ※ 事業用自動車が第一当事者である人身事故件数
- 令和5年の各モードの交通事故件数は、令和4年と比較してタクシー・貸切バスは増加、乗合バス・トラックは減少。

交通事故全体と事業用自動車の交通事故の推移



出典：警察庁「令和5年中の交通事故の発生状況」
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

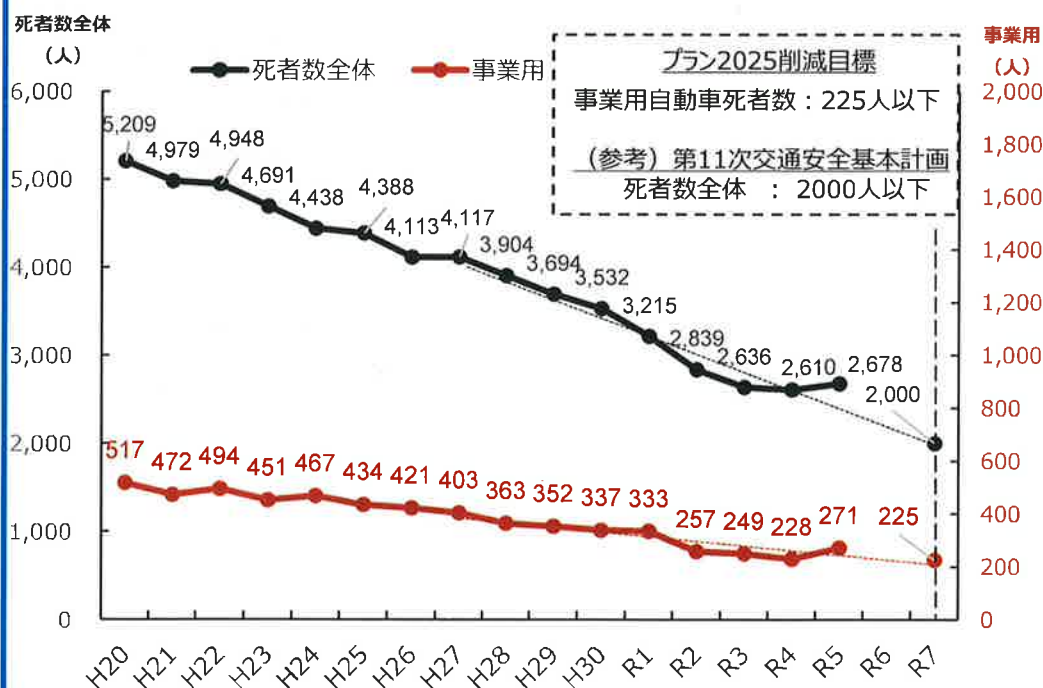
各モードの交通事故の推移



出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

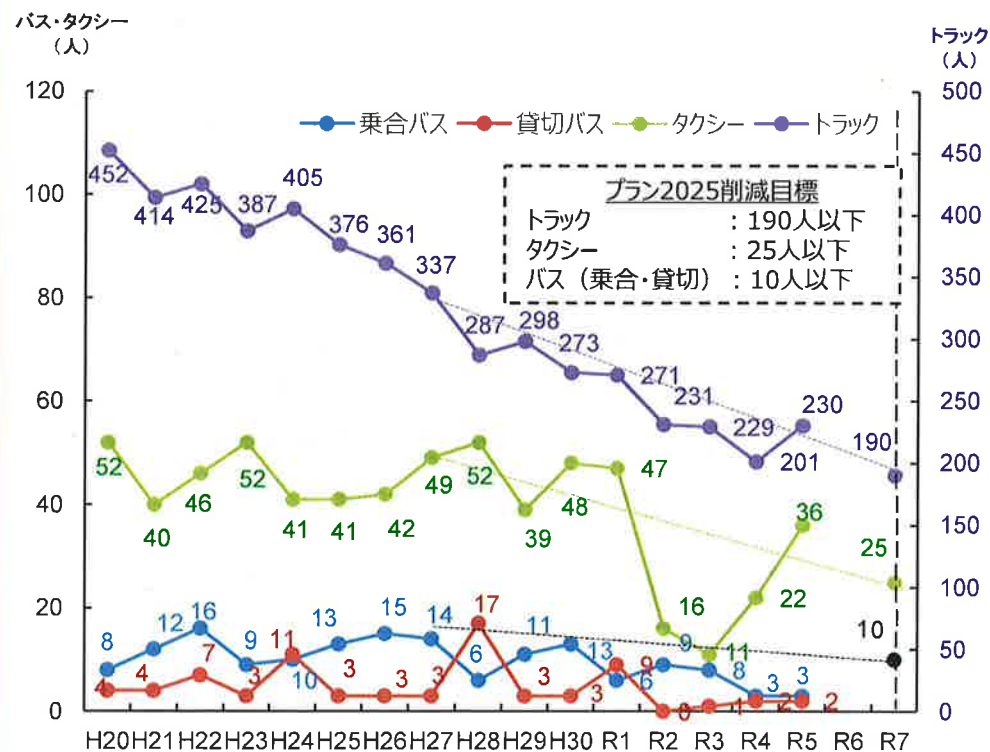
- 令和5年中に発生した交通事故全体の死者数は2,678人であり、そのうち、事業用自動車の交通事故死者数は271人(前年比43人増)であった。
- 令和5年の各モードの交通事故死者数は、令和4年と比較してタクシー・トラックは増加、乗合バス・貸切バスは横ばい。

交通事故全体と事業用自動車の交通事故死者数の推移



出典：警察庁「令和5年中の交通事故の発生状況」
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

各モードの交通事故死者数の推移

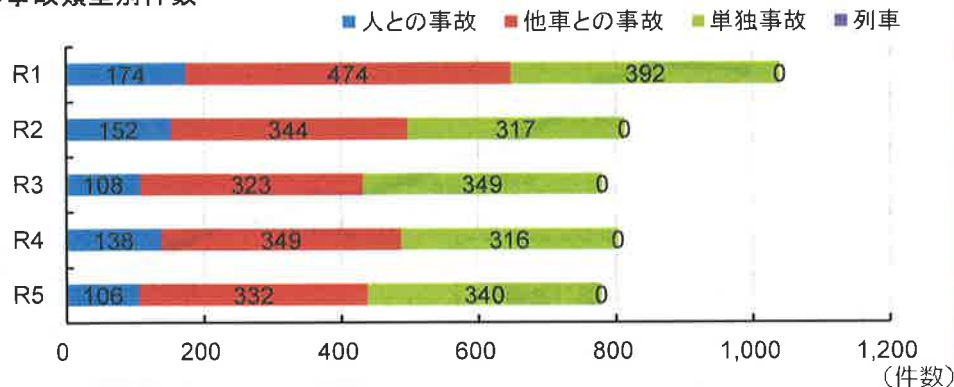


出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

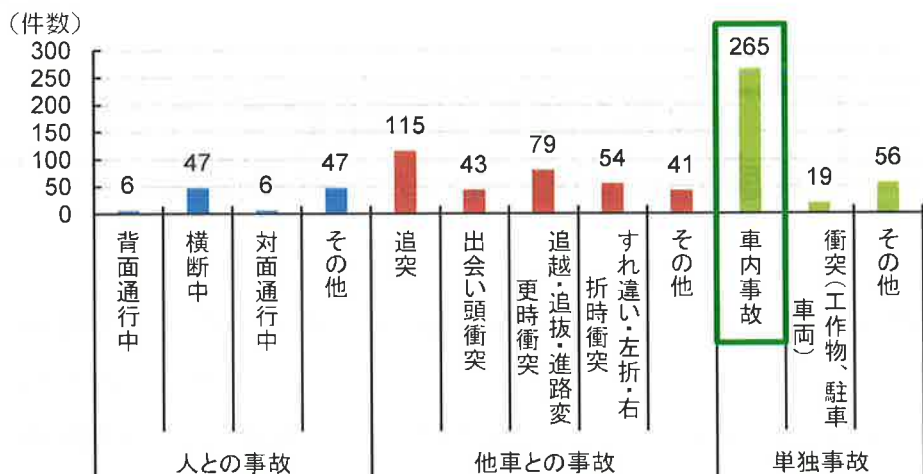
- 乗合バスの事故類型としては、「車内事故」が全体の約3割にあたる265件発生しており、最多。
- 乗合バスの死亡事故類型としては、「横断中」などの人との事故及び「出会い頭衝突」であった。

乗合バスの事故類型

○事故類型別件数

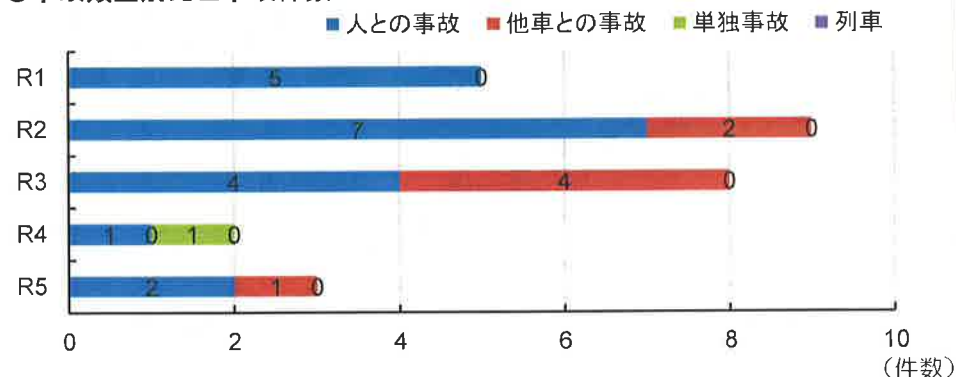


○令和5年事故類型別事故件数の内訳

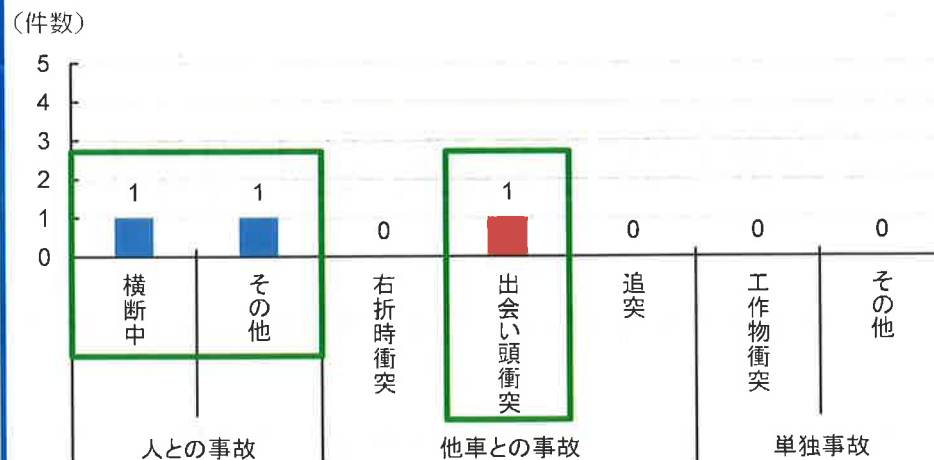


乗合バスの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数



○令和5年事故類型別死亡事故件数の内訳

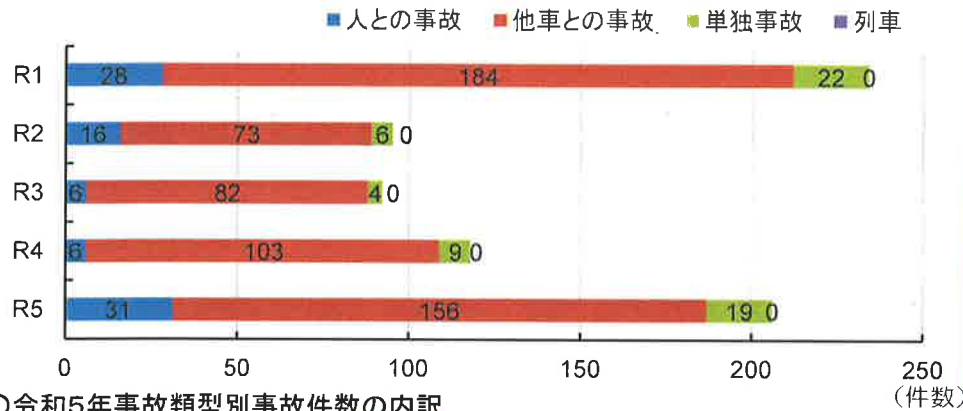


業態別の特徴的な事故(貸切バス)

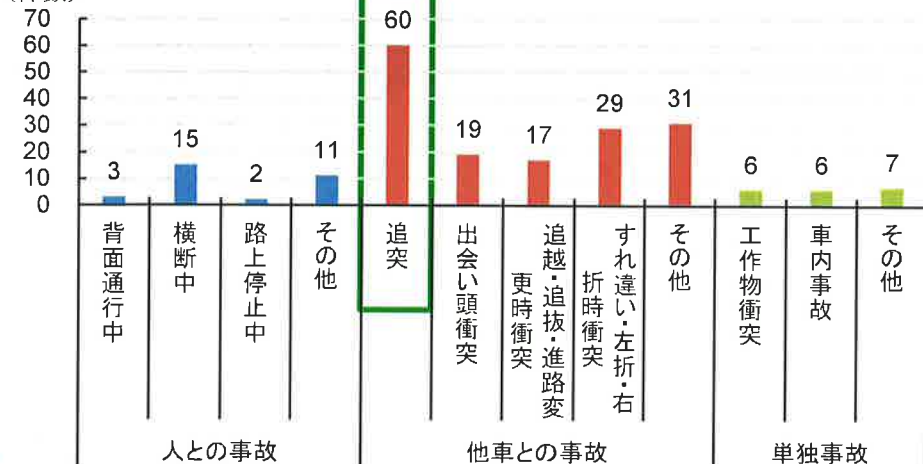
- 貸切バスの事故類型としては、「追突」が全体の約3割にあたる60件発生しており、最多。
- 貸切バスの死亡事故類型としては、「背面通行中」及び「横断中」の人との事故であった。

貸切バスの事故類型

○事故類型別件数

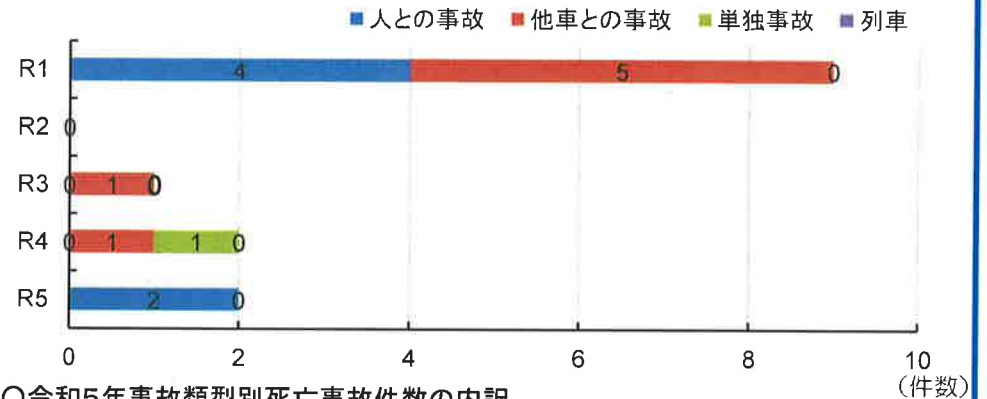


○令和5年事故類型別事故件数の内訳 (件数)



貸切バスの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数



○令和5年事故類型別死亡事故件数の内訳

※令和5年の2件は、「背面通行中」「横断中」の人との事故。

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
- 2. 事業用自動車総合安全プラン2025**
3. ICTの活用による運行管理の高度化
4. 事故防止対策支援推進事業

- 事故の発生状況やその背景・傾向を調査・分析するとともに、社会情勢の変化や技術の進展を踏まえながら、有識者の議論を踏まえた事故防止対策である『事業用自動車総合安全プラン』を策定。
- 定期的に取り組み状況やその効果をフォローアップし、有識者から評価・助言をいただきつつ取組を改善。

事業用自動車総合安全プラン2009（平成21年度～平成30年度）

- | | |
|--|--|
| 【目標】 <ul style="list-style-type: none">・10年間で死者数半減（平成30年までに250人以下）・10年間で人身事故件数半減（平成30年までに3万件以下）・飲酒運転ゼロ | 【重点施策】 <ul style="list-style-type: none">・安全体質の確立 ・コンプライアンスの徹底 ・飲酒運転の根絶・IT・新技術の活用 ・道路交通環境の改善 |
|--|--|

軽井沢スキーバス事故の発生、人口減少や高齢化の進展、自動車の先進安全技術の普及 等

事業用自動車総合安全プラン2020（平成29年度～令和2年度）

- | | |
|--|--|
| 【目標】 <ul style="list-style-type: none">・平成32年(令和2年)までに死者数235人以下・平成32年(令和2年)までに人身事故件数23,100件以下・飲酒運転ゼロ | 【重点施策】 <ul style="list-style-type: none">・関係者(行政、事業者、利用者)連携強化による安全トライアングルの構築・飲酒運転の根絶 ・自動運転、ICTの開発・利用・普及の促進・高齢者事故の防止対策 ・道路交通環境の改善・事故分析に基づく特徴的な事故等への対応 |
|--|--|

新型コロナウイルス感染症、災害の激甚化・頻発化、先進技術の開発・普及、健康起因事故等の依然とした発生 等

事業用自動車総合安全プラン2025（令和3年度～令和7年度）

- | | |
|--|--|
| 【目標】 ※1～3番目までは令和7年までの達成目標 <ul style="list-style-type: none">・24時間死者数225人以下、バスタクシーの乗客死者数ゼロ・重傷者数2,120人以下・人身事故件数16,500件以下・飲酒運転ゼロ | 【重点施策】 <ul style="list-style-type: none">・「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現・飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 ・道路交通環境の改善・新技術の開発・普及促進 ・超高齢社会における事故防止対策・事故分析に基づく対策立案と関係者の連携による安全体質の強化 |
|--|--|

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数2,120人以下**
- ③ **人身事故件数16,500件以下**
- ④ **飲酒運転ゼロ**

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】 **車内事故件数85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数3,350件以下**

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車総合安全プラン2025
- 3. ICTの活用による運行管理の高度化**
4. 事故防止対策支援推進事業

遠隔点呼・自動点呼の現状と今後について

- 事業用自動車の安全輸送の根幹を担う運行管理について、原則として各営業所に選任された運行管理者がそれぞれの営業所の運転者に対する運行管理等を行っているが、**運行管理者不足や長時間労働等の課題**が顕在化しており、その対応が急務。
- このため、ICTを活用した高度な機器を用いて遠隔の営業所間で点呼を行うことや、運行管理を集約して運行中の他営業所の運転者に対する運行指示を行うこと等、**安全性を確保しつつ運行管理者不足等への対応にも資する制度の創設**に係る検討を実施。

点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者

運転者



対面点呼の様子

ICTの活用による高度化

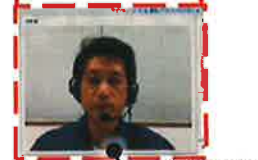
遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声
を中継する機器を介して、遠隔
で点呼を実施

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

令和3年度：機器要件等のとりまとめ、制度化
令和4年7月～：運用開始
令和6年3月～：遠隔点呼の場所拡大（待合所、宿泊地等）

自動点呼

点呼支援機器に点呼時の確認、
指示項目の一部又は全部を代替
させて点呼を実施

<主な効果>

- 人的ミスの減少による点呼の**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

点呼支援機器

運転

自動



点呼



運行管理者

自動点呼のイメージ

令和3年度：機器要件等のとりまとめ
令和4年12月～：業務後自動点呼制度運用開始
令和6年度：業務前自動点呼の先行実施、要件とりまとめ

運行管理業務の一元化



高度な機器を使用し、同一事業者内において運行管理業務を一つの営業所に集約して実施

<主な効果> 運行管理集約による、**運行管理者不足の解消**

令和6年4月～：運用開始

- **運転者が所属する営業所以外**の運行管理者や補助者が一定の要件を満たした機器を使用して遠隔から点呼を行うことができる**遠隔点呼**については、同一事業者内（100%資本のグループ企業含む）において**令和5年4月から法令に基づき実施が可能**となった。
- 令和6年4月からは営業所、車庫、宿泊地や休憩地など**営業所、車庫以外でも遠隔点呼が実施可能**となった。

遠隔点呼機器の構成例



※体温計、血圧計は事業者により選択可能

1. 車内や運転者の自宅で遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。

○改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所（運転者の自宅も含む。）として、実施が可能になります。

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和6年3月改正）【抜粋】

（遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等がいる自社営業所又は自社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所との間（以下「遠隔点呼実施地点間」という）において行うことができるものとする。

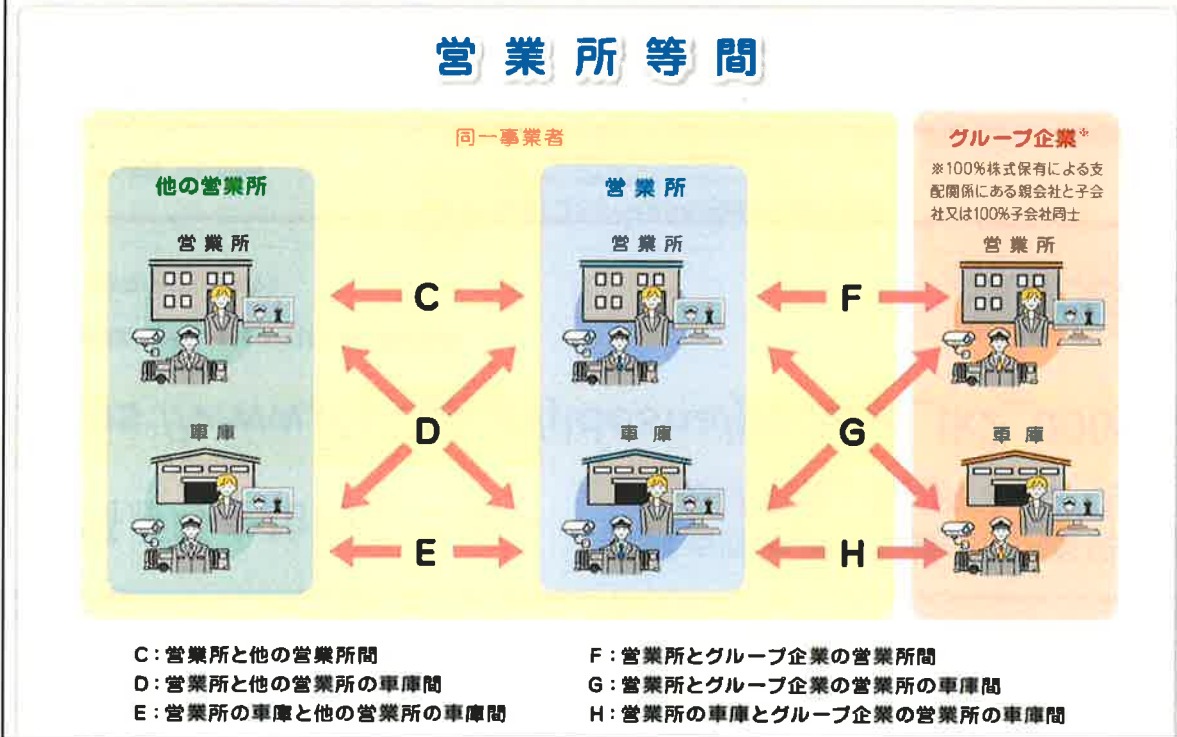
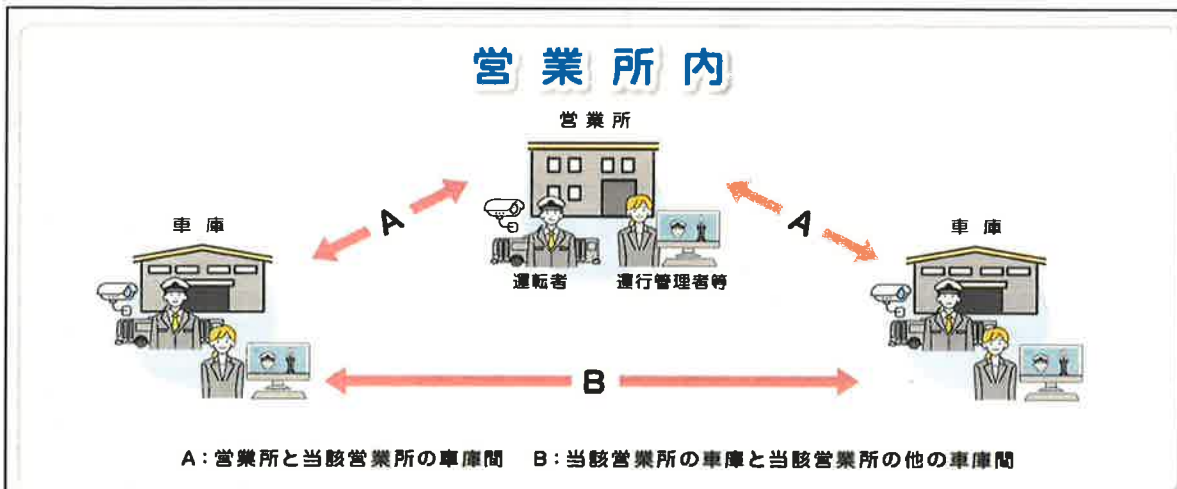
- 一 自社営業所又は当該営業所の車庫
- 二 完全子会社等の営業所又は当該営業所の車庫
- 三 運転者等が従事する運行の業務に係る事業所用自動車内、待合所、宿泊施設
その他これらに類する場所

（業務後自動点呼の実施）

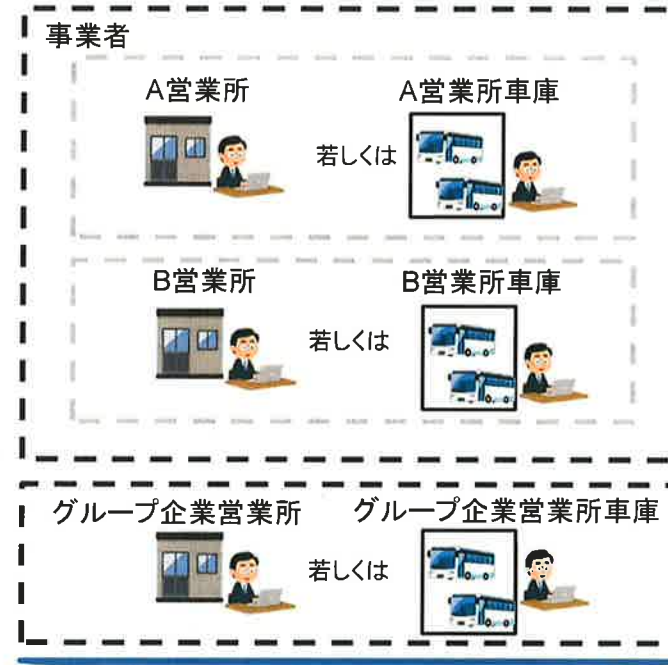
第八条 業務後自動点呼は、次に掲げる場所において、業務後自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

- 一 運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫
- 二 運転者等が従事する運行の業務を終了した場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあっては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

遠隔点呼が実施できる範囲



<点呼実施側>



A営業所の運転者の宿泊地・待合所・車内等

<点呼被実施側>



遠隔点呼の要件・届出について

遠隔点呼を始めるには・・・ 遠隔点呼の要件を満たした機器を準備し、施設環境要件を満たしたうえで、**営業所を管轄する運輸支局へ届出**することで実施可能

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

(1) 運送事業者向け提出資料

運輸支局への提出様式

名称	提出先	提出期限	様式
遠隔点呼の実施に係る届出書	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等 ※実施例、被実施側双方の管轄運輸支局等に提出してください ※すでに実施している営業所において、被実施営業所等が追加される場合は、 実施側営業所は被実施側営業所等を追加する届を「変更届出票」に記載して、実施側管轄営業所へ変更届出票を提出してください	当該点呼実施予定日の原則10日前に提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙3) ■ 貨物 (別紙7)
遠隔点呼の変更に係る届出書	遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	変更の実施に先立ち提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙4) ■ 貨物 (別紙8)
遠隔点呼の終了に係る届出書	当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等 ※実施例、被実施側双方の管轄運輸支局等に提出してください	終了しようとするとき、遅滞なく提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙5) ■ 貨物 (別紙9)
業務後自動点呼の実施に係る届出書	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等	当該点呼実施予定日の原則10日前に提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙6) ■ 貨物 (別紙10)
業務後自動点呼の変更に係る届出書	業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	変更の実施に先立ち提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙7) ■ 貨物 (別紙11)
業務後自動点呼の終了に係る届出書	当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	終了しようとするとき、遅滞なく提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙8) ■ 貨物 (別紙12)
運行管理業務の一元化の実施に係る届出書	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	当該運行管理業務の一元化実施予定日の原則10日前までに提出	■ (様式1)
運行管理業務の一元化の変更に係る届出書	運行管理業務の一元化を実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	変更の実施に先立ち提出	■ (様式2)
運行管理業務の一元化の終了に係る届出書	当該運行管理業務の一元化を実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	終了しようとするとき、遅滞なく提出	■ (様式3)
集約する業務の一覧	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている、もしくは実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	様式1もしくは様式2に添付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙1) ■ 貨物 (別紙2)
運行管理業務の一元化に係る適合確認・宣言書	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている、もしくは実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	様式1もしくは様式2に添付	■ (別紙3)

(2) 運送事業者向けチェックリスト、参考情報

点呼方法	参考様式
遠隔点呼	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施時の遵守事項 ■ 機器システムの要件 ■ 施設環境要件 ■ 実施時の遵守事項
業務後自動点呼	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機器システムの要件 ■ 施設環境要件

遠隔点呼の要件チェック！

- 令和4年7～9月の間に遠隔点呼を導入した事業者に対し、遠隔点呼制度の活用によって、
 - ・運行管理者の負担軽減につながったか
 - ・負担軽減につながった場合、その分どのような業務に注力できるようになったか等の意見を聴取し、遠隔点呼制度のさらなる改善につなげていくための実態調査を実施した。
- 実態調査に回答いただいた16者のうち、15者が「点呼に係る運行管理者の負担が減った」と回答。そのうち、安全対策に費やせる時間が増えたと回答した事業者も存在。

運行管理者負担軽減に関する具体的回答 (代表的なものを抜粋)

- 早朝の勤務がなくなった
- 宿泊勤務が無くなりその他の業務に要することが出来た
- 対面点呼を実施する負担が減少した。実施対象の点呼数が少ないため、大幅な業務効率化はまだ実現できていない。
- 点呼にかかる時間が減り、その分**運転者への運転指導など、安全運行に関する時間を増やすことができた。**
- 深夜勤務がなくなり体への負担がなくなった。また、運行に係る業務時間、**乗務員への安全指導等の時間を増やすことができた。**
- 点呼執行の為の時間が軽減された為、時間外労働時間が減少した。
- 点呼を行う際に行っていた、押印、記録する回数が減ったことにより、1人当たりの点呼がスムーズに行うことができ、削減できた時間を、運転日報等を精査する時間に充てることができるようになった。

業務後自動点呼について

- 運行管理者や補助者の立会いを必要としない**自動点呼**については、**業務後**に限り、一定の要件を満たすことで**令和5年4月から法令に基づき実施が可能**となった。ただし、アルコール検知時や機器故障時には運行管理者による対応が必要。
- 業務前の自動点呼については、事業者は、産官学の有識者からなる運行管理高度化ワーキンググループの監督下において本実施要領に基づき実施されていると国土交通省が認める場合に限り実施中。

業務後自動点呼の認定機器一覧（令和6年10月現在）

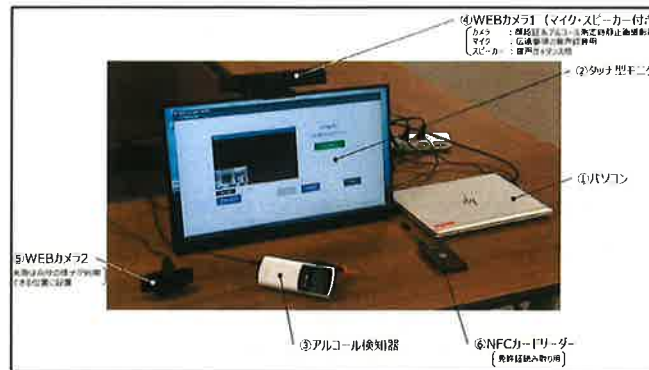
認定番号	申請者・製作者	自動点呼機器の名称（製品番号）	認定日
JG22-001	株式会社ナブアシスト	点呼+ロボット版 unibo (NRTAP200U)	2022年12月23日
JG23-001	株式会社NPシステム開発	AI 点呼システム (TNK-NASYS / TNK-DASYS)	2023年1月24日
JG23-002	株式会社ナブアシスト	点呼+デスクトップ版 (NDKAP200J)	2023年2月7日
JG23-003	株式会社アネストシステム	BusinessSupportSystem(BSS) : 自動点呼機能	2023年3月23日
JG23-004	株式会社ウイズ	タブレット自動点呼「kenco(ケンコ)」	2023年3月23日
JG23-005	株式会社ナブアシスト	点呼+ロボット版 Kebbi (NRTAP200K)	2023年6月20日
JG23-006	東海電子株式会社	e点呼セルフ Typeロボケビー	2023年6月20日
JG23-007	中央矢崎サービス株式会社	自動点呼システム「SAN点呼」TH-01	2023年8月24日
JG24-008	株式会社コア関西カンパニー	Cagou IT 点呼	2024年1月17日
JG24-009	Lark Japan 株式会社	Lark 自動点呼	2024年3月7日
JG24-010	株式会社NCE	遠隔点呼くん+セルフ (SRMCALL0001)	2024年4月12日
JG24-011	(廃止)	(廃止)	(廃止)
JG24-012	株式会社マーブル	Fine Tenko Manager	2024年10月10日

業務後自動点呼の機器構成例

JG22-001



JG23-001



JG23-002



JG23-003



JG23-004



JG23-005



JG23-006



JG23-007



業務後自動点呼を始めるには・・・業務後自動点呼の要件を満たした機器を準備し、施設環境要件を満たしたうえで、**営業所を管轄する運輸支局へ届出**することで実施可能

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

(1) 運送事業者向け提出資料

名称	提出先	提出期限	様式
遠隔点呼の実施に係る届出書	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等 ※実施例、被実施例双方の管轄運輸支局等に提出してください ※すでに実施している営業所において、被実施営業所等が追加される場合は、実施営業所は被実施例営業所等を追加する旨を「変更届出書」に記載して、実施例管轄営業所へ変更届出書を提出してください	当該点呼実施予定日の原則10日前に提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙3) ■ 貨物 (別紙7)
遠隔点呼の変更に係る届出書	遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	の実施に先立ち提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙4) ■ 貨物 (別紙8)
遠隔点呼の終了に係る届出書	当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等 ※実施例、被実施例双方の管轄運輸支局等に提出してください	しようとするとき、遅滞なく提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙5) ■ 貨物 (別紙9)
業務後自動点呼の実施に係る届出書	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等	当該点呼実施予定日の原則10日前に提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙6) ■ 貨物 (別紙10)
業務後自動点呼の変更に係る届出書	業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	変更の実施に先立ち提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙7) ■ 貨物 (別紙11)
業務後自動点呼の終了に係る届出書	当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等	終了しようとするとき、遅滞なく提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙8) ■ 貨物 (別紙12)
運行管理業務の一元化の実施に係る届出書	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	当該運行管理業務の一元化実施予定日の原則10日前までに提出	■ (様式1)
運行管理業務の一元化の変更に係る届出書	運行管理業務の一元化を実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	変更の実施に先立ち提出	■ (様式2)
運行管理業務の一元化の終了に係る届出書	当該運行管理業務の一元化を実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	終了しようとするとき、遅滞なく提出	■ (様式3)
集約する業務の一覧	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている、もしくは実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	様式1もしくは様式2に添付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客 (別紙1) ■ 貨物 (別紙2)
運行管理業務の一元化に係る適合確認・宣誓書	当該運行管理業務の一元化を実施しようとしている、もしくは実施している集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等	様式1もしくは様式2に添付	■ (別紙3)

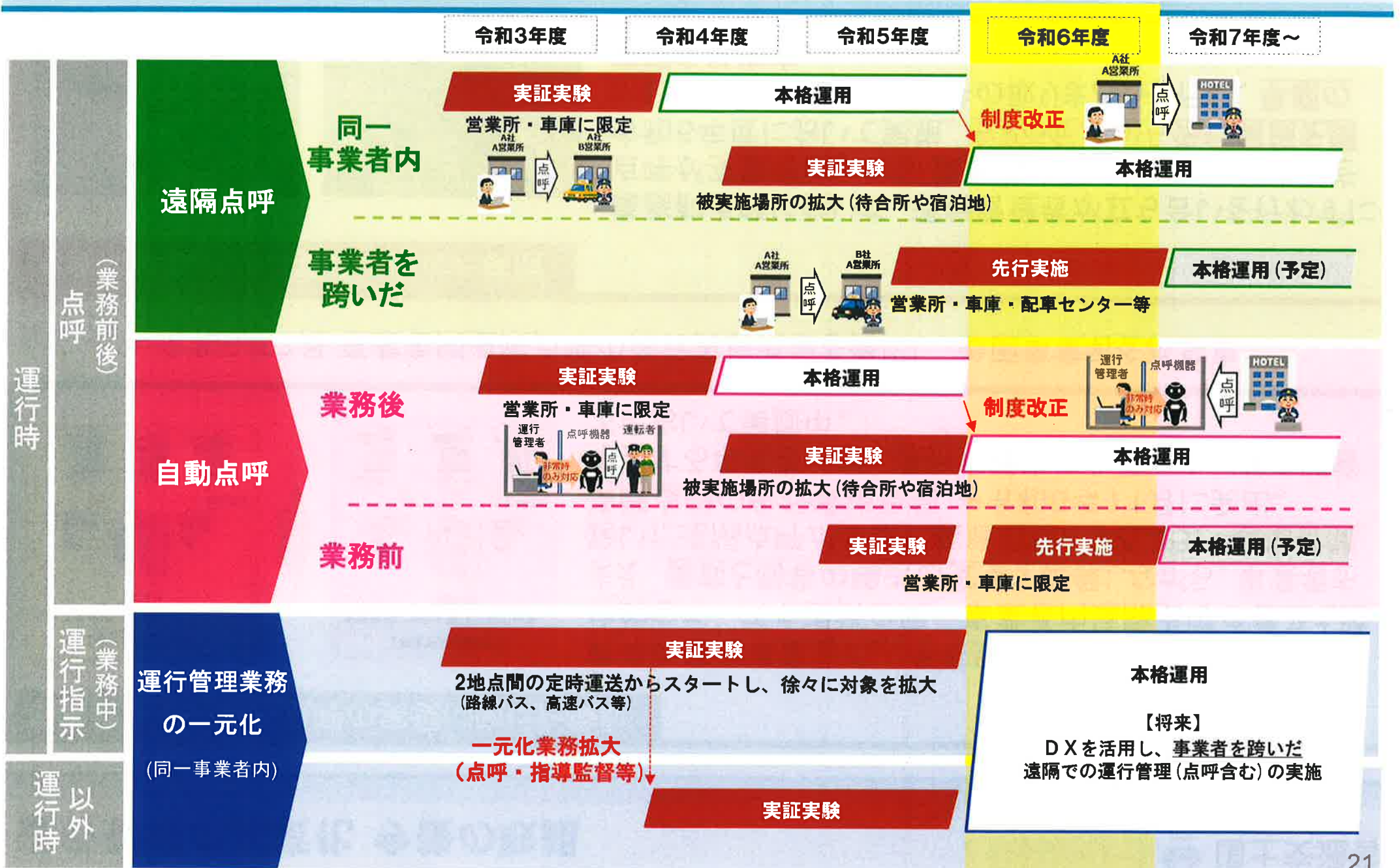
運輸支局への提出様式

(2) 運送事業者向けチェックリスト、参考情報

点呼方法	参考様式
遠隔点呼	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施例の遵守事項 ■ 機器システムの要件 ■ 施設環境要件
業務後自動点呼	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施例の遵守事項 ■ 機器システムの要件 ■ 施設環境要件

業務後自動点呼の要件チェック！

運行管理の高度化に係る取組(スケジュール)



事業者間での遠隔点呼の実現に向けた検討



昨今の運送事業者の人手不足に迅速に対応するため、具体的なニーズや現状の同一事業者内遠隔点呼の普及も踏まえ、従前と同等の輸送の安全を確保しながら、事業者を跨いだ遠隔点呼が早期に実施可能となるよう、「事業者間遠隔点呼の先行実施要領」を令和5年11月に発出。希望する事業者に対し運行管理高度化ワーキングの監督下において実施中。

⇒令和6年7月 事業者間遠隔点呼の先行実施要領を発出し、参画事業者を再募集

業務前自動点呼の実現に向けた検討



業務前点呼において、運行管理者が立ち合いを行わずに点呼が実施可能となる「業務前自動点呼」の実証実験を令和5年度において実施。令和6年度から先行実施を開始し、制度化のための要件の取りまとめを行い、早期の実現を目指す。

⇒令和6年5月 業務前自動点呼の先行実施要領を発出。参画事業者を募集

物流・自動車

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [自動車](#) > [運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）](#)

運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）

各回の「運行管理高度化ワーキンググループ」及び旧「運行管理高度化検討会」の資料は以下をご覧ください。

本ワーキンググループ以外の個別施策も含め、幅広い要素から安全対策及び運行管理の実効性の確保を検討する「自動車運送事業安全対策検討会」については、[こちら](#)をご参照ください。

○ [令和2年度第1回「運行管理高度化検討会」（2021.3.24）](#)

[議事要旨](#)

[<配布資料>](#)

[議事次第](#) [委員名簿](#) [規約](#) [資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4](#)

○ [令和3年度第1回「運行管理高度化検討会」（2021.6.28）](#)

[議事要旨](#)

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

1. 関連告示・通達

【告示】

- [対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）](#)
 - [対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第278号）](#)
- （参考）・ [遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント（2024年3月）](#)
・ [改正後全文（令和6年3月）](#)

【通達】

- [旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について](#)
- [貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について](#)
- [業務後自動点呼機器認定要領](#)
- [運行管理業務の一元化実施要領](#)

2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

- (1) 運送事業者向け提出資料

自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号、以下、「遠隔点呼告示」という。）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔点呼を行うことが可能となっております。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行うことで、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、令和5年11月に事業者間遠隔点呼に係る先行実施事業の参加募集を行いました。令和6年度も引き続き先行実施事業への参加募集を行います。

本事業に採択されて実施する事業者は、遠隔点呼告示の要件を満たすこととし、道路運送法第35条若しくは貨物自動車運送事業法第29条に基づく管理の受委託の申請を所定の様式にて行い、許可を得たうえで事業者間遠隔点呼を実施できるものいたしますので、申請を希望される場合は、以下の先行実施要領をご確認のうえ、様式をご提出ください。

【先行実施要領】 [自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領](#)

【事業参加に係る申込書等】 [別添1～5](#)（上記先行実施要領の別添1～5のWord形式）

自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となっております。

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車総合安全プラン2025
3. ICTの活用による運行管理の高度化
- 4. 事故防止対策支援推進事業**

事業目的

先進安全自動車(ASV)、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの機器等の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、対象機器等の補助を行う。

事業内容

○先進安全自動車(ASV)の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】
 - ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)
 - ・ドライバー異常時対応システム
 - ・後側方接近車両注意喚起装置
 - ・統合制御型可変式速度超過抑制装置
 - ・事故自動通報システム
 - ・アルコール・インターロック 等

事故自動通報システム



衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)



○過労運転防止のための先進機器の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】
 - ・遠隔点呼機器、自動点呼機器
 - ・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 等



自動点呼機器



ドライバーの居眠り感知・警報装置

○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/3
- 【対象機器】
 - ・デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー(一体型を含む)



○社内安全教育の実施支援

- 【補助率】 実施費用の1/3
 - 【対象メニュー】ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育
- 専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る。

事故防止対策支援推進事業

国土交通省物流・自動車局では、自動車運送事業者に対する「デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの導入支援」及び「過労運転防止に資する機器導入のための支援」、また、自動車運送事業者が行う「社内安全教育のための外部専門家によるコンサルティングを利用した場合の支援」を実施します。

1. 令和6年度 運行管理の高度化に対する支援 補助対象機器一覧
2. 令和6年度 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 補助対象機器一覧
3. 令和6年度 社内安全教育の実施に対する支援 補助対象メニュー一覧
4. 運行管理の高度化に資する対象機器の募集
5. 過労運転防止に資する対象機器の募集
6. 社内安全教育に資するコンサルメニューの募集

※令和6年度補助金の執行事務は、国土交通省から「TOPPAN株式会社」に委託しておりますので、申請方法や申請先は、下記のTOPPAN株式会社のポータルサイトをご確認ください。

[令和6年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ \(hogo-zoushin.jp\)](http://hogo-zoushin.jp)

※補助申請の受付期間は、令和6年7月30日から令和7年1月31日までとなっております。ただし、予算上限金額に達した場合は、期限内に募集を締め切りますので、お早目にご申請ください。

◆補助金交付要綱等◆

- 1. 交付要綱
- 2. 実施要綱
- 3-1. 交付規定
- 3-2. 交付規定別表
- 3-3. 交付規定様式
- 4-1. 公募要綱(運行管理高度化)
- 4-2. 公募要綱(過労運転防止)
- 4-3. 公募要綱(社内安全教育)

◆(補助金申請に関するお問い合わせ先)◆

TOPPAN株式会社
 令和6年度被害者保護増進等事業費補助金事務局
 電話 03-4330-3791
 受付時間 9:00~18:00※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く
 (補助金ポータルサイト)
<http://hogo-zoushin.jp>

被害者保護
増進補助金

資料はこちら

よくある質問

お問い合わせ

新規登録

マイページログイン

令和6年度 被害者保護増進等 事業費補助金

自動車運送事業の安全総合対策事業
及び先進安全自動車の整備環境の確保事業



補助事業一覧はこちら

本事業の予算消化率(概算値)



2024年10月31日時点の状況です。

※申請受付された総額(審査中のものを含む)を基に表示しております。
なお、審査等により却下または取り下げされたものは含んでおりません。

I-3



過労運転防止のための 先進的な取り組みに対する支援

過労運転による事故等を未然に防止するために、リアルタイムで運転者の疲労状態の確認や注意喚起等を可能とするために必要な先進機器等の導入支援を行う事業。

申請受付期間

令和6年7月30日(火) 10:00 ~ 令和7年1月31日(金) 17:00 (先着順※)

※予算がなくなり次第終了

申請受付終了時の取扱いについては、[こちら](#)をご確認ください▶ [申請受付終了時の取扱い_事業I](#)

補助対象事業者

(1) 自動車運送事業者 (以下に該当する中小企業者)

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

(2) リース事業者 (上記自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者)

資料はこちら

ご清聴ありがとうございました。

